

学則第14条に基づく既修得単位の認定について

既修得科目について単位認定の申請をすることができます。

つきましては、下記をよく読んで、期間内にご提出ください。

なお、不明な点等ありましたら、学修支援課までお問い合わせください。

認定について

認定の対象となるのは、大学・短期大学・専門学校等で修得した単位で30単位が上限となり、科目間認定（既修得科目を本学の授業科目の履修により修得したものとみなす）となります。また、認定された科目の成績は「秀・優・良・可」ではなく、「認定」と成績表へ記載されます。

申請を希望する方は、既修得科目認定申請書を期日までにご提出ください。この申請書は、単位認定の資料となる重要なものです。記入要領をよく読んで正確に記入をしてください。

なお、認定結果については前期（4月）のWeb履修登録期間終了前までに連絡します。ポータル（学内Webシステム）で連絡が届きましたら、必ず学修支援課②窓口（百周年記念館1階）で認定結果を受け取ってください。

書類の提出について

令和2年4月6日（月）までに下記の書類を学修支援課②窓口（百周年記念館1階）へ提出してください。

- ① 単位認定・免許・資格取得希望等調書（別紙）
- ② 既修得科目認定申請書（別紙）
 - ・ 用紙が不足する場合は、コピーしてください。
- ③ 認定を希望する科目の記載された成績証明書
- ④ 大学・短期大学以外の学校（修業年限2年以上の専門学校等）の単位認定を希望する場合は、『学校案内』や『1単位あたりの時間数』等、学校の内容がわかる書類

☆認定を希望し、かつ、教員免許状取得も希望する場合は、以下⑤⑥の書類も提出してください。

- ⑤ 教育職員免許法規定科目と出身校開講科目との対照表のコピー

「免許法規定科目と出身校開講科目との対照表」は出身校で使用していた便覧、履修の手引等に〈免許法規定科目〉〈免許法に定める科目〉〈法上の規定〉などの名称で掲載されているのでコピーして提出してください。

- ⑥ 学力に関する証明書

出身校において教員免許状を取得した方、または、教育職員免許法規定科目を修得した方は、学力に関する証明書

既修得科目認定申請書記入要領

- ① 修得した学校等の授業科目区分※別に用紙を替えて記入してください。
※学則等で規定されている授業科目区分。例えば、共通科目、専門教育科目、基礎科目、学科科目、自由選択科目、教職に関する科目、一般教育科目、等が該当します。児童文化関係、栄養学関係、服飾関連等、科目の内容による区分ではありません。
- ② 授業内容欄には出身校の授業内容を記入するか、便覧等の教授内容をコピーし貼付してください。縮小コピー・要約するなどして可能な限りこの欄に収めてください。
- ③ 用紙が不足する場合には、コピーしてご使用ください。
- ④ わからないことは必ず確認してください。
不備が多い場合には再提出となりますので、注意してご記入ください。

既修得科目認定申請書

《授業科目区分名： _____ 》

入学先

_____ 学科・科 _____ 1 年 _____ 氏名

_____ 出身校名・科・専攻・コース

_____ 専攻

学科・科長印

既修得科目（見込含む）				本学の科目		認定の可否 (○で囲んでください)	担当者	備考
科目名	単位数	成績	授業内容	科目名	単位数			
						認定・否		
						認定・否		
						認定・否		
						認定・否		

注意事項：太枠内のみ記入すること。修得した学校等の授業科目区分（共通科目、専門教育科目、基礎科目、学科科目、自由選択科目、教職に関する科目等）ごとにまとめて記入し、提出すること。